

第 1 1 0 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 令 和 5 年 3 月 1 0 日 (金 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 3 月 1 0 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

- | | | |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 10号議案 | 令和 4 年度宍粟市一般会計補正予算 (第 9 号) |
| | 第 11号議案 | 令和 4 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| | 第 12号議案 | 令和 4 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 3 号) |
| | 第 13号議案 | 令和 4 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| | 第 14号議案 | 令和 4 年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| | 第 15号議案 | 令和 4 年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| | 第 16号議案 | 令和 4 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| | 第 17号議案 | 令和 4 年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| | 第 18号議案 | 令和 4 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 2 | 第 19号議案 | 宍粟市原不動滝公園施設条例の制定について |
| 日程第 3 | 第 20号議案 | 宍粟市教育支援センター条例の制定について |
| 日程第 4 | 第 21号議案 | 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 第 22号議案 | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 第 23号議案 | 宍粟市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 24号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 25号議案 | 宍粟市子ども・子育て会議条例及び宍粟市特定教育・ |

			保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第 9	第 26号議案		宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
日程第 1 0	第 27号議案		宍粟市学童保育所条例の一部改正について
日程第 1 1	第 28号議案		宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	第 29号議案		宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
	第 30号議案		宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 2	第 31号議案		宍粟市防災センター条例の一部改正について
	第 32号議案		宍粟市使用料徴収条例の一部改正について
	第 33号議案		宍粟市生涯学習センター条例の一部改正について
	第 34号議案		宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について
	第 35号議案		宍粟市波賀保健福祉センター条例の一部改正について
	第 36号議案		宍粟市老人福祉センター条例の一部改正について
	第 37号議案		宍粟市千種保健福祉センター条例の一部改正について
	第 38号議案		宍粟市土万ふれあいの館条例の一部改正について
	第 39号議案		宍粟市法定外公共物条例の一部改正について
	第 40号議案		宍粟市道路占用料条例の一部改正について
	第 41号議案		宍粟市都市公園条例の一部改正について
	第 42号議案		宍粟市下水道条例の一部改正について
	第 43号議案		宍粟市水道事業給水条例の一部改正について
	第 44号議案		宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正について
	第 45号議案		宍粟市山崎文化会館条例の一部改正について
日程第 1 3	第 46号議案		辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について
日程第 1 4	第 47号議案		辺地に係る宍粟市総合整備計画の変更について
日程第 1 5	第 48号議案		宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第 1 6	第 49号議案		市道路線の認定について
日程第 1 7	第 1号議案		令和5年度宍粟市一般会計予算
	第 2号議案		令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算

	第 3号議案	令和5年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 4号議案	令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 5号議案	令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 6号議案	令和5年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
	第 7号議案	令和5年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 8号議案	令和5年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 9号議案	令和5年度宍粟市病院事業特別会計予算
日程第18	第 50号議案	御形の里オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 10号議案	令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）
	第 11号議案	令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 12号議案	令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
	第 13号議案	令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
	第 14号議案	令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 15号議案	令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
	第 16号議案	令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 17号議案	令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 18号議案	令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 2	第 19号議案	宍粟市原不動滝公園施設条例の制定について
日程第 3	第 20号議案	宍粟市教育支援センター条例の制定について
日程第 4	第 21号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5	第 22号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第 6	第 23号議案	宍粟市国民健康保険条例の一部改正について
日程第 7	第 24号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 8	第 25号議案	宍粟市子ども・子育て会議条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第 9	第 26号議案	宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
日程第 10	第 27号議案	宍粟市学童保育所条例の一部改正について
日程第 11	第 28号議案	宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	第 29号議案	宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
	第 30号議案	宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 12	第 31号議案	宍粟市防災センター条例の一部改正について
	第 32号議案	宍粟市使用料徴収条例の一部改正について
	第 33号議案	宍粟市生涯学習センター条例の一部改正について
	第 34号議案	宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について
	第 35号議案	宍粟市波賀保健福祉センター条例の一部改正について
	第 36号議案	宍粟市老人福祉センター条例の一部改正について
	第 37号議案	宍粟市千種保健福祉センター条例の一部改正について
	第 38号議案	宍粟市土万ふれあいの館条例の一部改正について
	第 39号議案	宍粟市法定外公共物条例の一部改正について
	第 40号議案	宍粟市道路占用料条例の一部改正について
	第 41号議案	宍粟市都市公園条例の一部改正について
	第 42号議案	宍粟市下水道条例の一部改正について
	第 43号議案	宍粟市水道事業給水条例の一部改正について
	第 44号議案	宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正について
	第 45号議案	宍粟市山崎文化会館条例の一部改正について
日程第 13	第 46号議案	辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について
日程第 14	第 47号議案	辺地に係る宍粟市総合整備計画の変更について
日程第 15	第 48号議案	宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更について

- 日程第16 第 49号議案 市道路線の認定について
- 日程第17 第 1号議案 令和5年度宍粟市一般会計予算
- 第 2号議案 令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3号議案 令和5年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 4号議案 令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 5号議案 令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
- 第 6号議案 令和5年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
- 第 7号議案 令和5年度宍粟市水道事業特別会計予算
- 第 8号議案 令和5年度宍粟市下水道事業特別会計予算
- 第 9号議案 令和5年度宍粟市病院事業特別会計予算
- 日程第18 第 50号議案 御形の里オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について

応 招 議 員 (1 4 名)

出 席 議 員 (1 4 名)

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 山 下 由 美 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
9 番 前 田 佳 重 議員	1 0 番 大 畑 利 明 議員
1 1 番 欠 番	1 2 番 林 克 治 議員
1 3 番 欠 番	1 4 番 今 井 和 夫 議員
1 5 番 大久保 陽 一 議員	1 6 番 飯 田 吉 則 議員

欠 席 議 員 (な し)

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大 前 和 浩 君	書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 富 田 健 次 君
---------------	-----------------

教 育 長 中 田 直 人 君
総 務 部 長 砂 町 隆 之 君
健康福祉部長 橋 本 徹 君
建 設 部 長 太 中 豊 和 君
波賀市民局長 大 田 敦 子 君
会 計 管 理 者 前 川 満 君
教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君

市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君
市民生活部長 森 本 和 人 君
産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君
一宮市民局長 田 路 仁 君
千種市民局長 井 口 靖 規 君
総合病院副院長兼事務部長 菅 原 誠 君
農業委員会事務局長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（飯田吉則君） 皆様、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

本日、市長から議案1件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第10号議案～第18号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第1、第10号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（9号）から第18号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの9議案を一括議題とします。

本9議案は、去る2月27日の本会議で予算決算常任委員会に付託していたものがあります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 2月27日の本会議に上程され、本委員会に付託されました第10号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）から第18号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの補正予算9議案について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。3月2日に総務経済分科会、3日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、3月7日に第18回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第10号議案の関係部分の主な内容は、事業費の実績確定や見込みの精査、財源の整理などにより生じた不用額を活用し、財政調整基金や公共施設等整備基金への積立てに加え、市債の繰上償還を行うほか、これまで賃借していた伊沢の里の用地を、地権者との交渉ができたことから購入するものです。

また、今年度内に事業が完了しない見込みとなった道路建設改良事業や災害復旧

事業などについて繰越明許費を追加計上するほか、複数年度にわたる市の顧問弁護士委託業務について債務負担行為を計上するものであります。

審査の中で、委員からは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の評価・検証について質疑があり、当局からは、国の示す指標に基づき評価をするため、令和5年度中に評価をし、公表していく。その中で、検証からの課題というものは各業務担当部局で把握しているとの説明がありました。

また、伊沢の里用地購入に関して状況の説明を求めたところ、現在、年額48万円で賃借している土地を、交渉が調ったことにより購入するもので、今回の買収により伊沢の里の敷地内の個人所有地は残り1筆となったとの説明がありました。

さらに、市の顧問弁護士の選定方法に関する質疑に関しては、行政に詳しく、実績のある弁護士であることから、宍粟市合併以前より同じ弁護士に随意契約でお願いしており、今回も継続して3年間の契約を考えているとの説明がありました。

次に、第16号議案、水道事業特別会計補正予算につきまして、主な内容は、補助金の額の確定に伴い歳入を整理するものです。

次に、第17号議案、下水道事業特別会計補正予算につきまして、主な内容は、事業費の実績確定や見込みの精査による歳入歳出の整理を行うものです。

それぞれの議案について関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をし、第10号議案、第16号議案及び第17号議案の3議案につきましては、全会一致で賛成であったとのことです。

次に、文教民生分科会が審査した第10号議案の関係部分の歳出の主な内容は、民生費では、価格高騰緊急支援金など各種給付金の実績見込みによる減額、結婚新生活支援事業、認定こども園用地購入費など少子化対策事業費の減額、障害福祉サービス費や生活扶助費など不足が見込まれている費用の増額などであります。

衛生費では、各施設の電気代高騰による増額と、にしはりま環境事務組合負担金の減額などであります。

教育費では、小中学校、幼稚園における感染症対策費用の増額と繰越明許費の計上、がんばり学びタイム事業、修学旅行キャンセル補助金の減額のほか、普通交付税臨時経済対策費を財源に文化スポーツ用品券などを配布するしそうの子ども応援事業の予算を計上するものであります。

また、歳入の主な内容は、価格高騰緊急支援金などの減額補正に伴う国庫補助金の減額と、学校等における感染症対策支援における国庫補助金の増額、認定こども園整備と蔦沢小学校統合改修事業費の確定による市債の減額などであります。

審査の中で、委員から、民生費、国の臨時特別給付金及び価格高騰緊急支援金の減額補正について、対象世帯へ支援が届いているのかとの質疑があり、当局からは、家計急変世帯については、市広報、ホームページ、社会福祉協議会などを通じ、可能性がある方に対しては可能な限りの周知を行ったとの答弁がありました。

また、教育費で、がんばり学びタイム事業委託金が当初見込額の6割程度となっているが、減額分は市費でカバーできないのか、また、しそうの子ども応援事業について、コロナ禍で様々な制約を受けてきた子どもたちを支援するとしながら、その期間中の子どもを対象としない理由は何か、転入・転出者の取扱いや文化スポーツ用品券の範囲などの考え方はとの質疑があり、当局からは、まず、がんばり学びタイム事業については、委託金の減額は、もう少し取り組みたい学校も少なからずあり、その場合は学校間で再配分する形で補填している。今後、県委託金が減額されていくこととなれば、市費での予算確保に努める必要があると認識しているとの答弁がありました。また、しそうの子ども応援事業については、事業のポイントとして市内経済の活性化という部分があり、市外から通学する高校生もあるため、義務教育に限定した。転入・転出者の関係や文化スポーツ用品券の範囲などは、新年度事業のため、さらに詳細に検討していきたいとの答弁がありました。

関係職員に説明を受けた後、社会教育費に補正計上し、令和5年度へ繰越しするしそうの子ども応援事業について、委員間で討議を行いました。委員間討議の結果、4,300万円の予算枠があることから、対象年齢についての修正は行わず、高校生などの青少年の支援策については今後の課題としていくことで、参考賛否を問うこととしました。

次に、第11号議案について、主な内容は、基金積立金や診療所会計への繰越金の増額などです。

次に、第12号議案について、主な内容は、歳出については不用額整理のほか、診療収入や繰入金金の整理です。

次に、第13号議案について、主な内容は、繰入額が決定した一般会計からの繰越金の整理です。

次に、第14号議案について、主な内容は、保険給付費及び地域支援事業費の決算見込みによる歳出予算の整理などです。

審査の中で、委員から、施設介護サービス給付費は予算と実態に乖離が見られる。介護保険料の算定基礎となるサービス給付費が過大見積りになっていないかとの質疑があり、当局からは、コロナ禍で施設サービスの利用を控える方があり、減額補

正となっている。次期計画に向けて介護保険事業所へのアンケート調査を考えており、待機状況など実態把握に努めたいとの答弁がありました。

次に、第15号議案について、主な内容は、歳出については、会計年度任用職員の雇用実績による減額、歳入については、事業収入と県補助金の増額、それに伴う一般会計繰入金の減額であります。

審査の中で、委員から、会計年度任用職員看護師の処遇について、民間の訪問看護ステーションとの格差により人材確保が難しくなっていないかとの質疑があり、当局からは、看護職の確保については課題として認識しており、処遇の点はあらゆる面で検討を進めたいとの答弁がありました。

次に、第18号議案について、主な内容は、収益的収支では、一般会計からの繰入金200万円の減額、令和2年度及び令和3年度の新型コロナウイルス感染症関連補助金の返還9,800万円のほか、新病院建設に係る委託業務について、実施設計技術協力業務受注者選定作業を3か月後ろ倒しに変更したことなどにより、令和3年度12月補正で議決された債務負担行為に加え、債務負担行為を設定するものであります。

審査の中で、委員から、補助金の返還についての理由や過年度及び全体の影響額などについて質疑があり、当局からは、病床数に応じた看護師配置基準について、患者の増減に応じて看護師の配置と認識して補助金事務を考えていたが、患者の変動にかかわらず常に4対1の配置が必要であるとの通知を受け、補助金を返還するものである。返還額は令和2年度672万円、令和3年度9,128万円になる。さらに、令和4年度4,800万円の返還があるが、年度内で精査したいとの答弁がありました。

また、委員から、債務負担行為補正は令和3年12月補正の限度額の範囲内で収まるのになぜ補正するのかとの質疑があり、当局からは、当初の限度額でも間に合うが、地方自治法の手続上補正することになる。変更金額の積算は、仕様書を発注した金額を基に、期間が延びることによって生ずる業務を変更額としているとの答弁がありました。

関係職員から説明を受けた後、収益的支出の特別損失と債務負担行為補正について、委員間で討議を行いました。討議では、コロナ補助金の返還については、国県の通知によるものであること、また、看護師の配置については、院内感染などから看護師不足での対応もあり、やむを得なかったのではないかと考える。債務負担行為補正については、令和3年12月補正で可決した限度額を超える補正ではないが、期間延長に係る補正額について、議決という形で審査を求められている。2月20日

の議員協議会資料の事業費執行見込みは、この増額分を見込んだ積算である。

それぞれの議案について、関係職員に出席を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第10号議案の関係部分から第15号議案までの6議案及び第18号議案の合わせて7議案につきましては、全員賛成であったとのことでした。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。採決しました結果、第10号議案から第17号議案の補正予算8議案は全会一致で原案を可決すべきもの、第18号議案の補正予算については賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

なお、しそうの子ども応援事業につきましては、委員間の協議で、コロナ禍で学校生活など様々な制約を受けてきた子どもたちを支援する目的から、その対象者の範囲について、令和5年4月1日現在において18歳未満（平成17年4月2日生まれ）の青少年を新たな対象に加え、文化スポーツ面における豊かな学びと社会生活を送ることができるよう応援すべきである。市当局においては、これに必要な財源の確保に努められたいとの意見がありましたので、申し添えます。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論は分割して行います。

第10号議案から第17号議案までの8議案に関しては、発言通告が提出されておられません。

次に、第18号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑です。第18号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）について、本債務負担行為補正予算につきましては、今の基本設計段階で一時立ち止まることなく前に進めることを容認するものであり、断じて認められません。

当局は令和3年12月にも債務負担行為補正によってECI業務をはじめとする委託業務の予算を通過させ、基本計画の内容を十分に議論せず、基本計画の議会承認の形をつくり上げました。今回も同様です。疑問だらけの基本設計でありながら、病院は市の重要な施策であると言い放ち、基本設計の実質的な議会承認を取ろうとするものにほかなりません。このようなやり方は市民の理解を到底得られるものではありません。債務負担行為補正を撤回すべきだと考えます。

次に、特別損失に関して、新型コロナウイルス補助金の返還金、令和2年度と令和3年度合わせて過年度損失9,800万円が計上されました。令和4年度を含めると、返還金の合計は1億4,600万円の損失になります。その理由は、先ほども報告があったように、コロナ関連補助金を受けるのに必要な看護師配置基準の考え方について、厚生労働省の通知と病院の認識とのそごがあったため返還するとのことでありますが、なぜ認識の違いが起こったのか、管理監督はどのようなだったのか、検証を求めます。それは、雇用創生協議会問題に関する検証委員会の答申により策定した再発防止策、その防止策では、今後、法律、規則、事務通知などを十分に理解をし、再発を防ぐというふうに報告をされました。そのことがしっかり機能していないというふうに考えますので、その検証を求めるところであります。

今の新病院基本設計段階で一度立ち止まることなく前に進めることを認めることはできないため、本議案に反対するものであります。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 3番、神吉正男です。第18号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論いたします。

この議案では、病院事業費用特別損失の過年度損益修正損の額9,800万円についてと、新病院整備事業費の精査による債務負担行為、その額2,046万円がこの補正予算における論点になるところだと考えます。

まず債務負担行為については、基本・実施・造成設計業務委託費1,320万円を令和6年度に、新病院開院支援業務委託費88万円を令和9年度に、またコンストラクション・マネジメント業務委託費638万円を令和6年度に債務負担行為を設定するものであります。これらは実施設計技術協力業務受注者の選定作業を3か月後ろ倒しの計画に変更したことなどにより費用と期間を見直したものであり、可決されている当初の予算の枠を超えるものではないとの説明も受け、了承すべきと判断しました。

次に、過年度損益修正損についてですが、コロナ病床における看護の配置基準について、宍粟総合病院では昨年、一昨年と1病床当たり4名の看護師体制を取っていましたが、真夜中における配置基準の考え方が今年の1月に明らかにされたことにより修正されて、この3月補正に計上されたものであります。

このたび文教民生分科会において審査を行った際、9,800万円という多額の返還金なので、運営に影響があるのではないかと私は不安に思いました。今回の補正に上げる理由について質疑も行いました。さきの理由とともに、返還額は一体どのくらいの割合なのかを問いました。答弁として、令和2年度は4億円の受け取りがあり、そのうち672万円の返金で1.6%の割合、令和3年度は13億円の受取額のうち9,128万円の返金で6.8%、今回の補正はその合計額9,800万円であるとのことでした。過年度分ではなく令和4年度の返還額についても確認したところ、今年度は4,800万円の返還が必要であるとのことでした。

この3年間における返還額の合計は1億4,600万円となりますが、兵庫県から3年間のトータルで24億円を受け取っておりまして、その全体額に対する割合は6%と軽微な割合であることに安堵しました。とはいえ、なぜ今なのかというと、兵庫県が配置基準の解釈を明らかにし、通知が送られてきたのが今年の1月であったということでしたので、私は理解と納得をいたしました。

なお、この補正が否決されますと、兵庫県への返還が遅れ、延滞金が発生することになり、別の負担が発生することになってしまうため、今回の補正により返還しておかなければなりません。よって、今回の補正予算は可決しなければならないと考えます。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） 8番、津田晃伸です。第18号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論いたします。

先ほどからもされてますように、今回の予算は新病院整備事業費の精査のための債務負担行為ということなんですけども、さきの一般質問でも申し上げましたが、現在、同世代や支援者の方々からこれだけ不安の声を聞いて、私自身も理解を得てない状況であり、さきの委員会で、2月20日の委員会で説明もいただきましたけども、追加資料を頂いて、まだそれに対して質疑の準備をしている段階です。

今、この新病院建設に対する進め方、現在の収支シミュレーション、医師確保に

についても非常に課題が多く、このまま粛々と進めようとされている姿勢には納得できる部分がなく、一旦立ち止まり、特に市民の皆さんの意見を、特に次世代の意見を反映させながら進めていただきたいと。現在はそれが不十分と考えているため、今回の予算には賛成できません。

議員各位の賛同、賢明な御判断をお願いし、反対討論とさせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第10号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第10号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第11号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第11号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第12号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第12号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第13号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第14号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第15号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第15号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第16号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第17号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第17号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案を採決いたします。

第18号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第18号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第18号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第19号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第2、第19号議案、宍粟市原不動滝公園施設条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る2月27日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和5年2月27日に審査依頼のありました第19号議案、宍粟市原不動滝公園施設条例の制定については、令和5年3月2日に第20回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第19号議案の主な内容は、楓香荘の解体に伴う現行条例の廃止に加え、跡地に整備する原不動滝公園施設の設置及び管理に関して条例を定めるものです。

審査の中で、委員から特に質疑等はございませんでした。

参考に賛否の確認をしましたところ、第19号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長(飯田吉則君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終

了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第19号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第20号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第3、第20号議案、宍粟市教育支援センター条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る2月27日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたのであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) 第20号議案の審査報告をいたします。

令和5年2月27日に審査付託のありました第20号議案、宍粟市教育支援センター条例の制定については、3月3日に文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第20号議案の内容は、不登校児童生徒の教育の機会を確保し、社会的自立への支援を行うための施設として市立教育支援センターを設置するため、その設置及び管理について条例制定するものです。

審査の中で、委員から、教育支援センターの利用により在籍校の校長が認めた出席扱いと内申点が書かれた調査書の内容は登校生徒と同じ扱いになるのかとの質疑がありました。当局からは、出席日数として記録も調査書の内容についても登校生徒と同様の扱いになるとの回答がありました。

関係職員に出席を求め慎重に審査しました結果、第20号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第20号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第21号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第4、第21号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月27日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和5年2月27日に審査依頼のありました第21号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、令和5年3月2日に第20回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第21号議案の主な内容は、看護師等の級別職務の格付について改正を行うほか、

給料表を改め、看護師の処遇改善を図るものです。

審査の中で、委員からは、今回の改正により民間の病院との給与格差はどうなるのか、また、非常勤の看護師との給与格差を広げるようなことにならないのかとの質疑がありました。当局から、基本的に職員の給与は民間給与を基礎としており、そういった意味からも民間との給与格差というものはないと考える。また、非常勤の看護師との給与格差については、職責に応じて給与が決まっていることから、例えば看護師長さんと非常勤の看護師さんとに求められている職責は当然違ってくるので、格差につながる改正ではないと考えるとの回答がありました。

参考に賛否の確認をしましたところ、第21号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第21号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第22号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第22号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月27日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和5年2月27日に審査依頼のありました第22号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、令和5年3月2日に第20回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第22号議案の主な内容は、訪問看護ステーションの看護師等が休日または時間外の緊急呼出しに備えて待機する場合に、待機手当を支給できるよう改正するものです。

審査の中で、委員からは、手当の金額2,000円は他団体と比較して妥当なのかとの質疑があり、当局からは、団体によって低いところは1,200円から高いところで4,200円と差はあるが、状況がそれぞれ違うので一概に高い、安いというわけにはならない中で、2,000円は妥当な金額と判断しているとの回答がありました。

参考に賛否の確認をしましたところ、第22号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第22号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第23号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第6、第23号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月27日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) 御報告いたします。

審査付託のありました第23号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正につきましては、3月3日に文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第23号議案の内容は、健康保険法施行令の改定に伴いまして、令和5年4月1日より出産育児一時金の基本額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるため、条例改正するものであります。

審査の中で特に質疑はなく、慎重に審査しました結果、第23号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(飯田吉則君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終

了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第23号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第24号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第7、第24号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月27日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたのであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) 報告いたします。

審査付託のありました第24号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、3月3日に文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第24号議案の内容は、兵庫県下保険料水準の統一時に急激な負担増とならないよう、被保険者の税負担を考慮し、市の国保税の医療分、後期高齢者支援分及び介護分のそれぞれについて所得割及び均等割を引き上げるとともに、平等割については引下げなどの調整を図るため、保険税率を改正するものです。

審査の中で、委員から、保険税率の中で既に県が提示する令和5年度標準保険料率を上回っている部分がありながら改正する理由は何か、また、多子世帯や生活困窮世帯への負担軽減についてどのような配慮がされているのかとの質疑があり、当局からは、既に県が提示する標準保険料率を超えている部分の改正理由は、令和9年に想定される税率のことを考え、現在の税率から急激な負担とならないよう考慮

した。また、所得額が低い世帯については、2割、5割、7割の軽減措置と、未就学児についてさらに負担が2分の1になる軽減措置が取られているとの回答がありました。

関係職員に出席を求め慎重に審査しました結果、第24号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第24号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

今回の国民健康保険税の一部改正は、国民健康保険税の所得割と均等割を引き上げるものであります。現在でも高過ぎる国民健康保険税がますます引き上げられます。市の提出資料によります世帯別の免税額の具体例を見ましても引上げとなっており、国保世帯の医療を受ける権利がますます脅かされることになるので、この議案に賛成をすることはできません。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

1番、中本隆敏議員。

○1番（中本隆敏君） 1番、中本隆敏です。第24号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

平成30年度から国民健康保険制度が改正され、同一所得同一保険料という保険制度の理想を目指し、国民健康保険事業の運営を県と市町が一体となり広域で担うことになり、兵庫県も令和9年度標準保険料率及び各事業の統一を達成するための方針としてロードマップが作成されました。そのような中、宍粟市令和5年度予算において、ロードマップによる保険料水準の統一を見据え、令和9年度の統一に向け

段階的に進めることにより税率改正を行うものであります。将来的な同一所得同一保険料を目指し、被保険者の保険料負担が急激に増えないよう配慮しつつ、宍粟市国民健康保険事業特別会計の収支不足が生じない財政運営を図るため、保険税率の改正するものであります。よって、本議案に賛成します。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第24号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第24号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第25号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第8、第25号議案、宍粟市子ども・子育て会議条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月27日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 報告いたします。

審査付託のありました第25号議案、宍粟市子ども・子育て会議条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、3月3日に文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第25号議案の内容は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法の整備により子ども・子育て支援法などが改正され、これら法律の規定を引用している条例の条ずれ、項ずれを修正するため、所要の整理を行うものであります。

審査の中で特に質疑はなく、慎重に審査しました結果、第25号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第25号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第25号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第26号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第9、第26号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月27日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) 報告いたします。

審査付託のありました第26号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正については、3月3日に文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第26号議案の内容は、現在休園中の神野幼稚園及び菅野幼稚園について、閉園基準を満たしていること、また、同一中学校区内の公立幼稚園、保育所、認定こども

園の設置状況も踏まえ、当該2園を閉園しようとするものです。

審査の中で特に質疑はなく、慎重に審査しました結果、第26号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第26号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第26号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第27号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第10、第27号議案、宍粟市学童保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月27日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 報告いたします。

審査付託のありました第27号議案、宍粟市学童保育所条例の一部改正については、

3月3日に文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第27号議案の内容は、宍粟市立神野幼稚園の廃止に伴い、当該施設を神野学童保育所として使用するに当たり、所要の改正を行うものです。

審査の中で特に質疑はなく、慎重に審査しました結果、第27号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第27号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第27号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第28号議案～第30号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第11、第28号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから第30号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての3議案を一括議題とします。

本3議案は、去る2月27日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していた

ものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 報告いたします。

審査付託のありました第28号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから第30号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの3議案は、3月3日に文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

3議案の主な内容は、家庭的保育事業などに関して国の定める基準が改正されたことに伴い、従うべき基準または参酌すべき基準を定める条例について、所要の改正を行うものです。

審査の中で特に質疑はなく、慎重に審査しました結果、第28号議案から第30号議案までの3議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本3議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第28号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第28号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第28号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第29号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第29号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第29号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第30号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第30号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第30号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、ここで休憩を行います。

10時45分まで休憩といたします。

午前10時32分休憩

午前10時45分再開

○議長(飯田吉則君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12 第31号議案～第45号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第12、第31号議案、宍粟市防災センター条例の一部改正についてから第45号議案、宍粟市山崎文化会館条例の一部改正についてまでの15議案を一括議題とします。

本15議案は、去る2月27日の本会議で総務経済常任委員会及び文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

まず、総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和5年2月27日に当委員会へ審査依頼のありました第31号議案、宍粟市防災センター条例の一部改正について、第32号議案、宍粟市使用料徴収条例の一部改正について、第38号議案、宍粟市土万ふれあいの館条例の一部改正について、第39号議案、宍粟市法定外公共物条例の一部改正について、第40号議案、宍粟市道路占用料条例の一部改正について、第41号議案、宍粟市都市公園条例の一部改正について、第42号議案、宍粟市下水道条例の一部改正について、第43号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正についての8議案については、令和5年3月2日に第20回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により一括して報告いたします。

これらの議案は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、料金の改定を行うものです。

まず、第31号議案の審査の中で、委員から、防災センター会議室使用料の算定に当たり市民負担の割合を75%に設定している理由について質疑があり、当局からは、防災センターはその設置目的から貸し館業務について民間施設との代替性が高いこと等も考慮し、相応の負担をいただく施設として整理しているとの回答がありました。また、利用者の意見聴取を行ったのかという質疑に対しましては、受益者負担の原則とは、利用する市民が負担すべきという意味ではなく、施設を利用されない市民が多く存在するという両方の視点を持つことであり、そういった視点から、逆に利用者だけの意見を聞くべきではないと考えているとの回答がありました。

次に、第32号議案及び第39号議案の審査の中で、委員から、近隣市町の金額を参考にしたという点の詳細説明を求め、西播磨管内のたつの、相生、赤穂の3市は全て同額であり、今回の改正でそちらに合わせることとなるとの説明がありました。

その他、今回の15の条例改正による効果額として総額1,346万円を見込んでいるとの説明がありました。

審査終了後の委員間の自由討議では、市民負担となる利用料の見直しを考える際に市内、市外の利用者の負担割合も施設ごとに考えるべきではないか、その際には今の減免規定よりもより具体的な規定を同時に制定しておく必要があるのではないかとの意見がありました。それに対し、今回の条例改正は既に規定されている減免規定を変更するものではないので、料金見直しと減免規定とは切り離して考えるべき問題であるとの意見もありました。

参考に賛否の確認をしましたところ、第31号議案は賛成、反対同数により、委員長判断により否決すべきものと決しました。第32号議案は全会一致で可決すべきも

のと決しました。第38号議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。第39号議案、第40号議案、第41号議案、第42号議案、第43号議案については、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 次に、文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 報告します。

審査付託のありました第33号議案、宍粟市生涯学習センター条例の一部改正についてから第37号議案、宍粟市千種保健福祉センター条例の一部改正までの5議案と第44号議案、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正について及び第45号議案、宍粟市山崎文化会館条例の一部改正についての2議案の合わせて7議案は、3月3日に文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本7議案は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、公共施設などの使用料及び手数料の改正を行うものであります。個々の議案について、主な内容と審査の経過と結果について報告いたします。

まず、第33号議案は宍粟市生涯学習施設、第34号議案はスポーツ施設を対象に、それぞれ使用料について見直すものです。生涯学習センターでは、学遊館宿泊棟とアイビードーム並びに夜間照明設備使用料を、また、ゆうゆう広場、その他会議室などの冷暖房使用料について、スポーツ施設では、各施設の冷暖房使用料とテニスコート、フットサルコートの照明設備使用料を、また、スポニックパーク一宮コテージと温水プールを、波賀及び千種B&G海洋センターのプール使用料をそれぞれ見直すものです。

審査の中で、委員から、スポニックパーク一宮コテージ改正案は50%のアップだが、収益が落ち込み、逆に指定管理料が増えることにならないかとの質疑があり、当局からは、指定管理施設の実際の利用料金は、条例で定める額の範囲内において、指定管理者と協議の上、別途利用料金を決定する。利用者が減り、収益が悪化しないよう、ハイシーズン、オフシーズンのことも念頭に、今後の具体的な料金設定については指定管理者と協議していきたいとの回答がありました。

また、委員から、温水プールの算定使用料に差があるが、同じ使用料とする理由について質疑があり、当局からは、公共施設として設置している温水プールは同じ料金体系とし、温水でない波賀のプールは別の料金体系としている。なお、施設設備の内容に違いはあるが、提供しているサービスに差異がないため、同じ料金と考

えているとの回答がありました。

次に、第35号議案、第36号議案については、メイプル福祉センター及びつちのこホールの冷暖房使用料の見直しと新設であります。

また、第37号議案は、千種保健福祉センター会議室等の冷暖房使用料の新設と、ふれあいサロン使用料について見直すものです。

次に、第44号議案は、学校体育館にある会議室の冷暖房使用料の改定を行うもの、第45号議案は、山崎文化会館のホールとリハーサル室使用料の見直しに加え、全室対象に開館時間内の正午と夕方の1時間に使用料区分を設けるものです。

審査の中で、委員から、ホール使用料は近隣施設の規模と比較して不均衡ではないのか、また、新料金区分に正午と夕方の区分を設けた理由は何かとの質疑があり、当局からは、近隣施設との比較については、西播磨各市町の施設の年数や規模などの比較とともに、山崎文化会館の管理運営経費の3か月実績から算定使用料を算出している。また、正午、夕方の区分については、基本的に申請できる午前、午後、夜間に係る延長利用や準備として使用する時間にも一定の経費がかかっていることからこの区分を設けたとの回答がありました。

関係職員に出席を求め、それぞれの議案に関係する新使用料の算定根拠など説明を受けた後、委員間による自由討議を行いました。自由討議では、指定管理施設のうち収益性のある施設は、使用料改定に伴って収益が落ち込まないように、特にコテージなどはハイシーズン、オフシーズンなど利用される時期によって変動する料金改定など、指定管理者と十分協議の上、利用料金を決定していく必要があるとの認識で合意形成が図られました。山崎文化会館の使用料では、全室に正午、夕方の料金区分を設けることの妥当性を議論しましたが、料金発生の必要性とその算定金額について合意に至りませんでした。

その後、議案の採決を行いました結果、第33号議案から第37号議案までの5議案と第44号議案から第45号議案までの2議案計7議案については、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 各委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は分離して行います。

まず、第31号議案の討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

- 7番（山下由美君） 7番の山下です。第31号議案、宍粟市防災センター条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の一部改正は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、料金の改正を行うものです。使用料や冷暖房使用料が引き上げられます。令和6年の4月からの使用料の改正であり、議会で議決し、改正決定後に市民に使用料引上げの説明を行うとのことでありました。使用料の引上げは、施設を利用している市民に大変大きな影響を及ぼします。自治基本条例には市民参画の推進や計画策定への参画、パブリックコメントを行うことが明記されています。宍粟市の主人公は住民のはずであります。しかし、現実には住民無視、住民不在の施策推進がまかり通っているように感じます。

以上の理由から、この条例の一部改正に賛成することができません。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、八木雄治議員。

- 5番（八木雄治君） 5番、八木です。第31号議案、宍粟市防災センター条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例の一部改正は、平成17年宍粟市合併後一度も改正されていない防災センターの使用料、手数料等の見直し案で、第四次宍粟市行政改革大綱に記載されているとおり、近隣他市町のバランスを考え、施設の維持管理等の費用を踏まえて、受益者が負担すべき使用料の見直しで、令和6年度からの施行で、令和5年度は市民への周知の時間も設けてあります。また、減免規定も同時に見直すべきと言われてますが、今回は使用料、手数料等の見直しでありますので、減免規定は別で考えるべきです。

以上のことから、賛成討論といたします。議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

- 議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 第31号議案、防災センター条例の一部改正について、本議案に関する提案内容に幾つかの点で見直しを求める立場から反対討論を行います。

まず、本件は行政改革大綱を踏まえた使用料、手数料の見直しとして提案されております。私自身も以前から、受益者負担と税負担の公平性を確保する意味から、その必要性があると訴えてまいりました。しかし、今回の使用料見直しの手順及び受益者負担割合並びに使用料の算定方法などについて理解できない部分があります。

まずは、全般に言えることでもありますが、見直しの手順に問題があります。収益性に応じた負担割合の件について、行政の負担割合としている部分です。これは行政の負担ではなく、市民の税金で負担するものです。つまり納税者、市民や各種団体の意見聴取を行ってから見直し案の作成に着手すべきだと考えます。

また、その後、議会に対しても個々具体の施設について考え方の説明がないまま、いきなり議案として提出されたことも問題と捉えています。

そして、本議案の中身についてですが、防災センター条例では、その設置目的が、市民の多様なコミュニティー活動の促進や高齢者福祉の増進に資すると記されています。しかし、使用料の受益者負担割合においては、収益性が高い算定原価の75%を利用者が負担するとしています。市民のコミュニティー活動のどこに収益性があるのでしょうか。このことは市民の多様な活動に対する公益性を認めていないことになると思います。仮にこの施設の負担割合をそれぞれ50%として理論使用料を算定すれば、現在の使用料を改定する必要性がない施設に当てはまることになります。さらに、算定をされている使用料と現行使用料の差が20%以上の乖離があるものを対象とするとされていましたが、20%以下の施設が見直しの対象とされていることも説明がつきません。施設の設置目的から、利用者が市民であるかどうかの区分や、子ども、高齢者など年齢などによる利用区分の設定がないことも不十分であると考えます。

以上の点を見直し、再提案いただきたく、本議案に反対をいたします。どうか議員各位の御賛同をいただきますようお願いをいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の通告がありませんので、反対者の発言を許します。

14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 私、反対の立場で討論させていただきます。

私は宍粟市のまちづくりの方針として、公共施設をまちづくりのために、地域生活、地域コミュニティーの向上のために使おうとする場合は、使用料は格安にすべ

きだと思っています。それは地域づくり、コミュニティーの醸成を促す大きな力になると考えるからであります。

現在、特に山崎町内において学習会、講演会等、気軽に実施できる場所は少なく、山崎中心部においては防災センターは唯一の場所と言ってもよいようなところであります。その使用料が、よく使われる研修室、和室等において、利用者感覚として、今でもかなり高く感じられるのに、それをさらに値上げしようとするのがこの議案です。

当局におかれては、他の公共施設と同じ基準の価格の見直し方法であると言われますが、先ほども申しましたように、個人の趣味、スポーツなどとは違う公共的な目的での使用の場合は、使用料の基準は政策的に別で考えるべきと考えます。その意味で減免規定があるのかもしれませんが、現状において、教育委員会や社会福祉協議会等に登録されているような団体には減免・割引規定はありますが、一般市民が何か学習会をしようとか、講演会を企画したいとか思ったとき、その減免規定に当てはまらない場合が多いのも事実であります。そして、当局は、この減免規定はこの議案とは別で議論して決めていくものだと言われますが、利用する者にとっては一体のものであり、セットであります。

ですから、このままいけば、実質的に和室、研修室、ホールにおいては値上げとなります。それも、例えば1,000円が1,400円に、税込みですが、2,500円が3,800円に、5,000円が7,500円になど、かなり高額な値上げとなります。これは、市民活動を本来促すべきものが、逆に活動を妨げる大きな力になってしまいます。

公共施設は原則受益者負担と言われますが、先ほども申しましたが、個人の趣味、スポーツなどはそれでよいかと思いますが、暮らしの向上、地域コミュニティーの向上などの公共的な使われ方の場合は、一律の受益者負担ではなく、政策的に安くすべきかと思います。その線引きはなかなか難しいかとは思いますが、これからしっかり考えていけばと思います。そして、この際、防災センターの使用目的を防災のためのものから市民活動一般に変更するのも考える時期に来ているのではと考えます。

繰り返しになりますが、市民活動、地域コミュニティーの醸成、学習会、講演会等々、地域をよりよくしていくための活動の場合は、公共施設の利用料は格安あるいは無料に政策的にしていくべきです。そうすれば必ず利用者は増え、市民活動が活発になり、市が活気づいてくるのではと思います。そうなれば、一部の者しか使わないから受益者負担ではなく、みんなが使うみんなの施設となってくるのではな

いでしょうか。

そういうことも含めて、この防災センターという場所の市民活動の中での大いなる役割、特殊性を考慮するとき、今回のこの第31号議案はいま一度考え直していただきたいと、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 以上で第31号議案の討論を終わります。

続いて、第32号議案について討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて、第33号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。宍粟市生涯学習センター条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の一部改正は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、料金の改正を行うものであります。使用料や冷暖房使用料が引き上げられます。令和6年の4月からの使用料の改正であり、議会で議決し、改正決定後に市民に使用料引上げの説明を行うとの説明でありました。使用料を引き上げるということは、施設を利用している市民の皆様方に大変大きな影響を及ぼすことであります。自治基本条例には市民参画の推進や計画策定への参画、パブリックコメントを行うということが明記されております。宍粟市の主人公は住民のはずであります。しかし、現実には住民無視、住民不在の施策推進がまかり通っているように感じます。

以上の理由から、この条例の一部改正に賛成することができません。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、垣口真也議員。

○2番（垣口真也君） 2番、垣口です。宍粟市生涯学習センター条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、計画的な財政運営を前提とした上で、あらゆる施策の推進と行財政改革の推進を一体的に整理し、将来を見据えて財源を確保していくことが必要不可欠となっていることから、利用料金の見直しを行うものです。学遊館、アイビードーム、ゆうゆう広場など見直し後の使用料及び冷暖房使用加算率は、利用者負担の急激な増加を抑えるため、近隣市町と比べても同水準またはそれ以下に設定されており、適切な見直しであると判断します。

よって、本議案に賛成いたします。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 以上で第33号議案の討論を終わります。

続いて、第34号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第34号議案、宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の一部改正は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、料金の改定を行うものです。使用料や冷暖房使用料が引き上げられます。令和6年の4月からの使用料の改正であるという説明がありました。議会で議決を行い、改正決定後に市民に使用料引上げの説明を行っていくということでありました。使用料の引上げは、施設を利用しておられる市民の方々に大変大きな影響を及ぼします。自治基本条例には市民参画の推進や計画策定への参画、パブリックコメントを行うということが明記されております。宍粟市の主人公は住民のはずであります。しかし、現実には住民無視、住民不在の施策推進がまかり通っているように感じております。

以上の理由から、この条例の一部改正に賛成することができません。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、垣口真也議員。

○2番（垣口真也君） 2番、垣口です。宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、計画的な財政運営を前提とした上で、あらゆる施策の推進と行財政改革の推進を一体的に整理し、将来を見据えて財源を確保していくことが必要不可欠となっていることから、利用料金の見直しを

行うものであります。見直し後の使用料並びに冷暖房使用加算率は、利用者負担の急激な増加を抑えるため、近隣他市町と比べても同水準またはそれ以下に設定されており、適切な見直しであると判断し、本議案に賛成いたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で第34号議案の討論を終わります。

続いて、第35号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第35号議案、宍粟市波賀保健福祉センター条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の一部改正は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、料金の改定を行うものであります。冷暖房使用料が引き上げられます。令和6年の4月からの使用料の改正という説明がありました。今回、議会で議決してから、改正決定後に市民に使用料引上げの説明を行うとのことでありました。使用料の引上げは、施設を利用している市民の方々に大変大きな影響を及ぼすと考えております。何度も言いますが、自治基本条例には市民参画の推進や計画策定への参画、パブリックコメントを行うということが明記されております。宍粟市の主人公は住民のはずであります。しかし、現実には住民無視、住民不在の施策推進がまかり通っているのではないのでしょうか。

以上の理由から、この条例の一部改正に賛成することができません。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、垣口真也議員。

○2番（垣口真也君） 第35号議案、宍粟市波賀保健福祉センター条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、計画的な財政運営を前提とした上で、あらゆる施策の推進と行財政改革の推進を一体的に整理し、将来を見据えて財源を確保していくことが必要不可欠となっていることから、利用料金の見直しを行うものです。見直し後の冷暖房使用加算率は、利用者負担の急激な増加を抑えるため、他団体と比べても同水準またはそれ以下に設定されており、適切な見直しであると判断し、本議案に賛成いたします。

各議員の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で第35号議案の討論を終わります。

続いて、第36号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第36号議案、宍粟市老人福祉センター条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の一部改正は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、料金の改定を行うものであります。冷暖房の使用料が引き上げられることになっております。令和6年の4月からの使用料の改正となっております。しかし、今、議会で議決をして、その改正決定後に市民に使用料引上げの説明を行うということでありました。使用料の引上げは、施設を利用している市民の方々に大変大きな影響を及ぼすと思いません。何度も言いますが、自治基本条例には市民参画の推進、計画策定への参画、パブリックコメントの実施、これが明記されております。宍粟市の主人公は住民であります。しかし、現実には住民無視、住民不在の施策推進がまかり通っているように感じております。

以上の理由から、この条例の一部改正に賛成することができません。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、垣口真也議員。

○2番（垣口真也君） 2番、垣口真也です。第36号議案、宍粟市老人福祉センター条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、計画的な財政運営を前提とした上で、あらゆる施策の推進と行財政改革の推進を一体的に整理し、将来を見据えて財源を確保していくことが必要不可欠となっていることから、利用料金の見直しを行うものです。見直し後のつちのこホールの冷暖房使用加算率は、利用者負担の急激な増加を抑えるため、近隣市町と比べても同水準またはそれ以下に設定されており、適切な見直しであると判断し、本議案に賛成いたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で第36号議案の討論を終わります。

続いて、第37号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

- 7番（山下由美君） 7番の山下です。第37号議案、宍粟市千種保健福祉センター条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の一部改正は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、料金の改正を行うものであります。使用料の引上げや会議室の冷暖房使用料が新たに必要となっており、令和6年の4月からの使用料の改正であるということでありましたが、今、議会で議決し、改正決定後に市民に使用料引上げの説明を行うとのことになりました。使用料の引上げは、施設を利用している市民に大変大きな影響を及ぼすと考えております。自治基本条例にも市民参画の推進、計画策定への参画、パブリックコメントの実施、これが明記されております。宍粟市の主人公は住民であります。しかし、現実には住民無視、住民不在の施策推進がまかり通っているように感じております。

以上の理由から、この条例の一部改正に賛成をすることができません。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、垣口真也議員。

- 2番（垣口真也君） 2番、垣口です。第37号議案、宍粟市千種保健福祉センター条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、計画的な財政運営を前提とした上で、あらゆる施策の推進と行財政改革の推進を一体的に整理し、将来を見据えて財源を確保していくことが必要不可欠となっていることから、利用料金の見直しを行うものです。見直し後の使用料並びに冷暖房使用加算率は、利用者負担の急激な増加を抑えるため、他団体と比べても同水準またはそれ以下に設定されており、適切な見直しであると判断しております。

よって、本議案に賛成いたします。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 以上で第37号議案の討論を終わります。

続いて、第38号議案の討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下です。第38号議案、宍粟市土万ふれあいの館条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の一部改正は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、料金の改正を行うというものであります。冷暖房使用料が新たに必要となってまいります。使用料の引上げは、施設を利用している市民の方々に大変大きな影響を及ぼすのではないかと想像されます。令和6年の4月からの使用料の改正であるということをございしましたが、議会で議決をしてから、改正決定後に市民に使用料の引上げの説明を行うということでありましたので、市民がどのような意見及び要望をおっしゃられようと、既に改正してしまったということになるわけでございます。自治基本条例には市民参画の推進や計画策定への参画、パブリックコメントを行うということが明記されております。宍粟市の主人公は住民であります。住民無視、住民不在の施策推進を行ってはいけません。

以上の理由から、この条例の一部改正に賛成をすることができません。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 5番、八木です。第38号議案、土万ふれあいの館条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例の一部改正は、使用料、手数料等の見直し案で、第四次宍粟市行政改革大綱に記載されているとおり、近隣他市町のバランス、施設の維持管理等の費用を踏まえて、これまで記載のなかった土万ふれあいの館の冷暖房費の使用料の追記であります。受益者が負担すべき使用料の見直しであります。

以上のことから、賛成討論といたします。議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で第38号議案の討論を終わります。

続いて、第39号議案から第43号議案について討論を行います。

本5議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって第39号議案から第43号議案までの5議案の討論を終わります。

続いて、第44号議案の討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

7番、山下由美議員。

- 7番（山下由美君） 7番の山下です。第44号議案、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の一部改正は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、料金の改定を行うというものであります。冷暖房使用料が引き上げられます。令和6年の4月からの使用料の改正ということになっておりますが、本議会で議決されれば引上げということになり、その改正決定後に市民に使用料引上げの説明を行うという説明でありました。使用料の引上げは、施設を利用している市民に大変大きな影響を及ぼすことであると考えております。自治基本条例には市民参画の推進や計画策定への参画、パブリックコメントを行うということが明記されておりますが、これが抜けているのではないのでしょうか。宍粟市の主人公は住民であります。しかし、現実には住民無視、住民不在の施策推進がまかり通っていると言えるのではないのでしょうか。

以上の理由から、この条例の一部改正に賛成することができません。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、垣口真也議員。

- 2番（垣口真也君） 2番、垣口です。第44号議案、宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、計画的な財政運営を前提とした上で、あらゆる施策の推進と行財政改革の推進を一体的に整理し、将来を見据えて財源を確保していくことが必要不可欠となっていることから、利用料金の見直しを行うものです。見直し後の冷暖房使用加算率は、利用者負担の急激な増加を抑えるため、近隣他市町と比べても同水準またはそれ以下に設定されており、適切な見直しであると判断し、本議案に賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 以上で第44号議案の討論を終わります。

続いて、第45号議案の討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

7番、山下由美議員。

○7番（山下由美君） 7番の山下由美です。第45号議案、宍粟市山崎文化会館条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の一部改正は、第四次宍粟市行政改革大綱に基づき、料金の改定を行うというものであります。使用料や冷暖房使用料が引き上げられます。令和6年の4月からの使用料の改正であるという説明を受けております。今議会で決定されれば、改正決定後に市民に使用料引き上げの説明を行うとのことでありました。市民説明会の折に引き上げに対して大変困るといような意見が出てきたとしても、議会が決定いたしましたということで終わってしまうといようなことになるのではないかと、いうことを危惧いたします。自治基本条例に市民参画の推進や計画策定への参画、パブリックコメントを行うということが明記されておりますが、これがなされておられません。宍粟市の主人公は住民なのではないですか。住民無視、住民不在の施策推進がまかり通っている、そのように感じております。

以上の理由から、この条例の一部改正に賛成することができません。議員各位の御賛同をどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 15番の大久保陽一です。第45号議案、宍粟市山崎文化会館条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

本条例改正は、行革の大綱において見直すということが決定された上での会館の使用を申請できる時間帯並びに使用料の変更の条例改正です。使用料の変更は平成17年の宍粟市合併前から行われておらず、このたびの改正の運びとなりました。近隣市の同じホールの使用料を基準にし算定した使用料と現行使用料のおおむね20%以上の乖離が生じたものを原則対象としています。

人が学び、集い、コミュニティーを維持する社会教育法が規定する公民館がない宍粟市では、文化会館が公民館的使用もされておりますが、山崎文化会館はホールであります。このたびの文化会館のホールとリハーサル室のみの応能、応益に応じての使用料改定です。

議員各位には、文化会館、ホールの役割、コミュニティーを維持する人が集い、学ぶ生涯学習施設や社会教育法が規定する公民館との違いなども十分御理解いただくことをお願いして、賛成討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

9番、前田佳重議員

○ 9 番（前田佳重君） 9 番、前田佳重です。第45号議案、宍粟市山崎文化会館条例の一部改正について、提案内容について幾つかの点で見直しを求める立場から、反対討論を行います。

文化会館の使用料見直しの手順や受益者負担割合など使用料の算定などに納得できない部分がある。まず、文化会館の設置目的は地域住民の文化の向上と福祉の増進に資するためにあり、住民の教養及び文化の向上のために催しに供する施設であるとうたわれている。その意味において、市民や文化団体等の意見聴取を行う必要があるが、事前に意見聴取をされたとは言えません。当然、議会に対しても個別具体の考え方が事前に説明されたとは言えず、問題であると捉えています。

次に、文化会館使用料の改定については、幾つかの納得し難い点があります。まず一つとして、ホール使用料について、西播磨管内のほかの施設のホール客席数と比較した場合、改定する根拠に乏しく、現状は据え置くことが妥当と考える。

二つ目、また、算定した使用料と現行使用料の差が11%であるが、見直しの対象施設とされたことも理解できません。

3 番、さらに、館内の全室について正午と夕方の各 1 時間部分に料金区分を新設していますが、ほかの市町の施設には例がないことや、設定料金についても算定根拠が適切でないと考えます。

4 番目、最後に、施設の設置目的から、市民であるかどうかの利用者区分や、教養、文化の振興を目的とした団体や年齢等による利用区分の設定がされていないことも不十分と考えます。

以上の点を見直し、再提案していただきたく、本議案に反対いたします。議員各位の御賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長（飯田吉則君） 以上で第45号議案の討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第31号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、否決であります。

したがって、第31号議案を起立により採決いたします。

第31号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第31号議案は、可決されました。

次に、第32号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第32号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第32号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第33号議案の採決を行います。

第33号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第33号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第33号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第34号議案の採決を行います。

第34号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第34号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第34号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第35号議案の採決を行います。

第35号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第35号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第35号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第36号議案の採決を行います。

第36号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第36号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第36号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第37号議案の採決を行います。

第37号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第37号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第37号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第38号議案の採決を行います。

第38号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第38号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第38号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第39号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第39号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第39号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第40号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第40号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第40号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第41号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第41号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第41号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第42号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第42号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第42号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第43号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第43号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第43号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第44号議案の採決を行います。

第44号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第44号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(飯田吉則君) 起立多数であります。

第44号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第45号議案の採決を行います。

第45号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第45号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第45号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第46号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第13、第46号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定についてを議題とします。

本議案は、去る2月27日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和5年2月27日に審査依頼のありました第46号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定については、令和5年3月2日に第20回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第46号議案の主な内容は、ちくさ高原スキー場における圧雪車の整備に関する計画を策定するものです。現在、2台が稼働している中で、うち、市が管理する1台が車両更新の時期が来ていることから、辺地債を活用して整備するとの説明がありました。

審査の中で、委員からは特に質疑等はございませんでした。

参考に賛否の確認をいたしましたところ、第46号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第46号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第46号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第47号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第14、第47号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の変更についてを議題とします。

本議案は、去る2月27日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和5年2月27日に審査依頼のありました第47号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の変更については、令和5年3月2日に第20回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第47号議案の主な内容は、楓香荘跡地整備のスケジュール変更に伴い、計画の期間延長を行うものです。

審査の中で、委員から、面積の変更理由についての質疑があり、これまで含まれていなかった山の部分を計上したことによるとの説明がありました。

参考に賛否の確認をしましたところ、第47号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第47号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第47号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 第48号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第15、第48号議案、宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本議案は、去る2月27日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和5年2月27日に審査依頼のありました第48号議案、宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更については、令和5年3月2日に第20回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第48号議案の主な内容は、有利な財源である過疎対策事業債を整備に活用するため、計画に道路1路線を追加するものです。

審査の中で、委員から特に質疑等はございませんでした。

関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第48号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第48号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第48号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 第49号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第16、第49号議案、市道路線の認定についてを議題とします。

本議案は、去る2月27日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和5年2月27日に審査依頼のありました第49号議案、市道路線の認定については、令和5年3月2日に第20回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第49号議案の主な内容は、1路線を新たに市道として認定するものです。

審査に当たって、審査日当日に現地踏査を行う中、担当職員から説明を受けました。

参考に賛否の確認をしましたところ、第49号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第49号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第49号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、正午が近づいております。昼1時間の休憩を行います。

午後1時まで休憩とします。

午前 11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第17 第1号議案～第9号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第17、第1号議案、令和5年度宍粟市一般会計予算から第9号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計予算までの9議案を一括議題とします。

当該9議案につきましては、去る2月27日の本会議で提案説明が終わっております。

これから質疑を行います。

通告に基づき、順次発言を許可します。

まず、宍志の会の予算質疑を行います。

14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） それでは、宍志の会からの予算質疑の通告をさせていただきます。幾つかありますが、よろしくお願ひします。

まず一つ目です。ふるさと宍粟の食文化を守る取組について。

施政方針の最後に、ふるさと宍粟の食文化も大切な風景の一つですと書かれています。大事にすべきふるさと宍粟の食文化とは具体的にどのようなこと、どのようなものを指すのか。また、それを守るための取組について予算上配慮したところをお伺ひします。

二つ目です。小規模林業事業体への支援策の強化について。

昨年の決算委員会において、小規模事業体への支援策の充実が求められると報告が出されていると思いますが、それは今度の予算にどのように反映されているのでしょうか。

三つ目です。耕作放棄田を出さない方策について。

日本一の風景街道づくりと言われますが、そこに田園都市の風景で一番基礎となるのが田園風景であると思います。すなわち、耕作放棄田を出さないこと、これが日本一の風景街道づくりの一丁目一番地ではないかと思います。改めてですが、それに向けての施策と予算をお伺ひいたします。

四つ目です。小麦生産の取組について。

市長は施政方針演説の中の農業振興の中で小麦の生産についても言及されました。宍粟市南部での農業方針、2年3作に向けての第一歩と思われます。具体的な令和5年度の予定及び予算をお伺ひいたします。

続いて、五つ目です。地域運営組織の育成について。

施政方針の参画と協働の推進において、地域運営組織の育成に取り組むとあります。広大な面積の宍粟市において旧町、旧村単位の地域コミュニティーの確立は、

帰属意識がしっかり持てる現実的なエリアとして不可欠なものであります。この確立こそがまさに第1のダム、第2のダムづくりではないかと思えます。市内を15地区に分け、ここ数年、千種地区と繁盛地区をモデル地区として取り組まれています。そこでお伺いいたします。

まず一つ目です。15地区において地域運営組織をつくるということですが、まず根本的に地域運営組織にどのようなことを担ってもらおうということを目指しているのか。どこまでを担ってもらおうということですね。できれば具体的にお示しいただければと思います。

二つ目、ここ数年、千種地区、繁盛地区をモデル地区として活動されていますが、令和5年度末のそれぞれの地区の目標はどのように考えておられますでしょうか。それに対する予算措置はいかがでしょうか。

三つ目です。他の13地区において今後の進め方の予定は。各地区で気運が高まるのを待っていたのでは恐らくほとんど進まないと思えます。職員の人員配置、予算措置等、どのような計画を持たれているのか、お伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 今井和夫議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、宍志の会代表の今井議員の御質問にお答え申し上げます。私のほうから4点、地域運営組織については、より具体的なこともありますので、担当部長のほうから答弁させたいと思えます。

1点目ではありますが、ふるさと宍粟の食文化の取組であります。

昨年10月に策定をしました宍粟市風景ビジョン、この中では、風景の捉え方として、音や匂い、あるいは触り心地や味覚など、目に映らないものであったり、歴史や風土、なりわいや文化といったものとしています。当然、その中には食文化も風景を構成する要因の一つであると、このように考えております。

宍粟市の風景ビジョンは、今ある風景、つまり食についても後世につないでいくことを目指してありまして、地域独自の郷土食であったり、先人から継がれてきた発酵の文化など、地域や家庭の中で継承されていくことがある意味食文化を守っていくことになると考えております。引き続き小学校における授業の一環として行う大豆の栽培からみそ造りまでを通じた発酵文化に触れる機会の創出であったり、発酵食の魅力や知識を学ぶ発酵講座などにより、発酵のまちづくりによる取組をより進めていきたいと考えております。

次に、小規模事業者への支援策の強化のことではありますが、令和5年度予算におきましては、新規事業者が初期の投資に必要な林業機械の支援として552万3,000円増の1,707万3,000円を計上しています。また、林業の担い手育成に160万円、新規事業者の育成に507万円など、小規模林業事業者にも支援できる予算を用意をしています。

今年度の状況を見ておきますと、市内の新規事業者は5事業者増えまして、現在、全体で30事業者となっております。これはもちろん兵庫県下では多いわけでありませうけれども、林業担い手育成事業であったり、あるいは新規事業者育成支援事業、さらには新規事業者林業機械支援事業による一定の成果が出ているものと、このように思っております。若い人たちも事業者として加わっていただいております。引き続きしっかりと取組を進めていきたいと、このように考えています。

3点目の耕作放棄田を出さない方策についてであります。

まさに私も日本一の風景街道づくりのいわゆる基礎となる集落の田園風景を守る、これは非常に重要なことだと捉えておりまして、農業者の皆さんの生産意欲を高めるため、一つの方策として、令和4年度から山村活性化支援交付金事業を活用させていただいて、減農薬あるいは減化学肥料栽培による特別栽培米の取組を行っておりまして、令和5年度は作付圃場をさらに拡大する予算を計上しております。

さらに、今後、集落内における農業の現状と将来の在り方を地域と話し合いながら、客観的に見える化した図面を作成して、いわゆる守るべき農地を明確化することで、より田園風景を次代につないでいく意識づくりをまず行っていきたいと、このように考えております。

次に、小麦生産の取組のことではありますが、施政方針の中でも申し上げたとおりであります。御承知のとおり、小麦につきましては需要が非常に多くありまして、戦略的な作物であるわけではありますが、しかし、現在は輸入に大きく依存をしているのが現状であります。したがって、今日の世界状況から見ても、なかなか小麦についても厳しい状況が続いておると、こういう状況であります。

宍粟市では、宍粟市の農業の基本方針、定めさせていただいて、それによりまして、北部地域の農作物のブランド化であったり、あるいは南部地域における収量や回転率の向上を図るために、お話があった2年3作を行い、安定的な農業経営の展開を目指しているところであります。

今回の小麦栽培においては、JA、あるいは関係団体と協議並びに調整を進めながら、担い手による先導的な実証栽培を考えておるところでありまして、予算につ

きましては、産地交付金助成等を活用して、生産規模の拡大と取組者の確保を図っていききたいと、このように考えております。

ちなみに、当面の担い手として、先ほど申し上げた先導的な実証栽培については、宍粟北みどり農林公社、圃場を預かる立場もありますので、そこを中心にこの問題について第一歩を踏み出していききたいと、このように考えておるところであります。

地域営農組織については、担当部長より答弁させたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 私のほうからは、地域運営組織の育成についての御質疑に対してお答えいたします。

まず1点目の地域運営組織に何を担ってもらうことを目標としているのかについてですが、地域運営組織が担う役割は、単位自治会や地区自治会と相互に補完、連携しながら、女性や若者など多様な個人をはじめ、地域内にある各種団体にも参加をいただき、それぞれの地域が抱えている地域課題解決に向けた取組や、地域資源を活用した持続可能な魅力あるまちづくりの活動を行っていただくことを目標にしています。

現在、策定に取り組んでおります宍粟市参画と協働のまちづくり指針においては、基本的な役割としまして、地域振興活動、地域福祉活動、地域防災活動、生涯学習活動の四つの取組を活動の柱として位置づけたいと考えております。

2点目のモデル地区である千種地区及び繁盛地区で令和5年度の地区の目標と予算措置についてですが、モデル地区であります千種地区と繁盛地区では、地域運営組織の活動の基となるまちづくり計画を策定するために、中学生以上の住民を対象にしましたまちづくりアンケートを実施しており、地域課題の把握に努めておられまして、令和5年度には、このアンケート結果から地域課題を明確にして、これからの地域運営組織が取り組む具体的な活動内容について協議をしていただくこととしております。

なお、令和5年度の予算としまして、モデル地区の千種地区、繁盛地区における地区コミュニティ支援員4名分の報酬、また、その両地区における地区コミュニティ支援員設置運営業務委託料についてを計上しております。地域課題の解決に取り組む地域活動を支援していききたいと考えております。

3点目の他の13地区において今後の進め方は、職員の人員配置や予算措置など、どのような計画を持っているかについてですが、令和5年度の取組としまして、まちづくり指針を基に、市内15地区で地域運営組織の育成に取り組むこととしており

まして、13地区におきましても、まちづくり指針を基に、様々な機会に各地区へ足を運び、地域運営組織について地域の皆さんと議論し、一緒に考えていきたいと考えております。

なお、人員配置につきましては、新たな地域運営組織の展開を目指し、コミュニティ支援員として市の会計年度任用職員を配置することを考えており、令和5年度の予算としまして、アドバイザーの派遣に係る報償費、地区コミュニティ支援員2名分の報酬、地区コミュニティ支援員設置運營業務委託料を計上しております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 分かりました。もちろん詳しいことはまた予算委員会で議論させていただきたいと思います。幾つかだけです。

小麦の部分ですけども、これね、取りあえず北みどり公社からという部分で、やってみたいということで、ぜひともお願いしたいなと思います。今や日本人の主食の半分は小麦なので、それをやっぱり自給していくということは、実は大きな流れに今後なっていくというか、流れにやっぱりしていかなければいけない部分だと思いますので、そのやっぱり先頭を一遍切って、ぜひとも研究をしていていただきたいと。北部の米のブランド化と南部の小麦作りという、この二つがやっぱり大きな柱になってくると思います。

ただ、そのときに、小麦の場合はやはり出口戦略ですね。ただ作るというだけじゃなくて、どこで製粉して、どこでどのように、まずパン用をするのか、そば、うどんとか、いろいろ用途によって、パスタとか、用途によっていろいろ変わってきますので、どのようなところから進めていくのか。例えばパンだったらパンで、本当にパン、誰がどこでどのように作って、どうやって市民が食べていくかという、まずやっぱり市民にという部分も大事かと思うんで、その辺の出口戦略のところがなかったら、これなかなか進まないと思いますので、その辺りもやっぱり同時にしっかり考えていてもらいたいと思うんですが、ちょっとそこの辺いかがですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 当然そのことは重要でありまして、実はこの施策的に発表する段階で私なりにもいろいろ研究をさせていただいたり、実際に製粉の方にもお会いをしました。ある程度のロットがなかなか集まらないとできないのが現実であります。

御承知かも分かりませんが、現在、学校給食の活用の小麦として、河東の種子組

合でいろいろ学校給食でしていただいております。昨年度の例聞きますと、約900キロほどできておる。それと同時に、栽培の場所ですね。先ほど宍粟北みどり農林公社と申し上げましたが、その専門の農業の普及員等々に聞きますと、御承知のとおり、小麦ができるのは神戸以南、山崎含めて、そこまでが大体限界のようであります。したがって、神戸辺りで、先ほど申し上げた宍粟北みどり農林公社がお預かりしている用地もありますので、一定そういう方向でいこうと、こういうことに思っています。

それから、もう一つは、じゃあどこでひくんかということで、兵庫県下でも小さなロットでひく場所もあるというふうにも聞いておりますので、それは今後の研究課題であります。要はどこをターゲットにして、どうやって市内でそれを循環させていくかということが課題でありますので、そういうことも含めて研究をしていく中で、できるだけ市内循環に行くように持っていくことが大事だと。同時に、生産することによって農業者の皆さんの生産意欲、先ほど2期作、3作というふうな形で進めていきたいと、このように考えています。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 恐らく宍粟市の農業政策の中で小麦のことが話題になってきたのは多分初めてだと思うので、これぜひとも力を入れてやっていきたい、今後の方向としてやっていっていただきたいと思っておりますし、我々もぜひとも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

最後に、もう1点です。地区コミュニティーの部分ですが、その③ですが、他13地区において2名分の支援員ということは、結局、13地区やけども、そのうちの1地区、大体1地区に2名ぐらい要るんじゃないかなと思うんですけども、1地区だけ進めようかという、そういう意図なんでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 先行しておりますモデル地区の千種地区、繁盛地区以外に、令和5年度につきましては新たに2地区を予定しております。コミュニティー支援員1名ずつというような形で、現在、水面下のほうで、事務局的なところで地区を選定して進めようとしております。令和5年度については2地区それぞれ1名ずつというような形で予算計上しております。

○議長（飯田吉則君） 14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） よく分かっていただいていると思いますが、これも事務局とか、いわゆる支援員がそれに当たるという形になってはいますけども、やはり事

務局体制をしっかりとつくっていったしていかないと絶対進まない。放っと思ったら進んでいくような事業では絶対ないと思います。だから、ある程度ここはもう行政主導でやっていかないといけない部分だと思います。

何度も言いますが、やっぱりこの宍粟市のこういう大きい地区においては、いわゆるある程度顔が見える範囲ですね。その15地区、旧村、旧町単位のその辺りでのやっぱりコミュニティーの確立というのが、やはり自分のまち、おらがまちという部分の中ではやっぱり一番大事な部分じゃないかなと。そういう単位になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ここはしっかり行政主導で頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（飯田吉則君） 宍志の会、14番、今井和夫議員の質疑を終わります。

続いて、政策研究グループ「グローバルしそう」の予算質疑を行います。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑でございます。グローバルしそうを代表して予算質疑をさせていただきます。

まず、予算でございますので、限られた予算の中でいかにそれを効率よく、また重点的に何に投資をしていくお考えなのかという辺りでいろいろ質疑を考えております。特に令和5年度というのは、この間コロナで相当、3年間苦労してきました。市内の経済的な格差、あるいは事業者も相当傷んできたと思います。そのコロナからウィズコロナという時代に入ってくる中で、いかに経済の復活を図ろうとしているのかというのが一つ大きな課題としてあろうかと思っております。

さらには、国を挙げての少子化対策、これについて宍粟市としてどのようなお考えなのかということも重要になろうかというふうに思いますし、あわせて、市長が宣言をされておりますSDGsに基づく、関連ともなりましょうが、ゼロカーボンシティ宣言、その下でどのような取組をされるのかということを中心にしながら、宍粟市の総合計画及び地域創生総合戦略にあります定住促進重点戦略、この考え方で、今言いました課題も含めた中で、令和5年度の予算の関係について、その主な取組あるいは数値目標などを伺いたいというふうに思っております。

この定住促進重点戦略の中には、一つ人口減の主な要因として、出生率の低下と、それから若者、15から24歳の市外への流出が大きいということが考えられるということで、その対策というので4点ほど大きくありますが、その中で、三つの数値目標に対してどのようにこの令和5年度で考えておられるのかということをお伺いし

たいというふうに思います。

その一つは、転出超過を年間245人まで是正していくという、その数値目標に対して、令和5年度はどのように、何をどのように進めようとしてされているのかとお伺いします。もう一つは、年間165人の出生率という数値目標に対して令和5年度はどのようなお考えなのか。三つ目が、就業率の現状維持ということでございます。これらは代表質問でも議論が交わされておりましたけども、具体的にじゃあ令和5年度、どんな予算編成なのかということをお伺いしたいと思います。

特に市外流出に歯止めをかけていく、若者対策、出生率を引き上げるというこの少子化対策に関して、施政方針の中ではちょっと具体的に読み込めませんでしたので、それらに関しての取組をお伺いしたいというふうに思いますし、関連をいたしまして、ゼロカーボンシティ宣言の下、地球温暖化防止の実行計画というものが定められておりますが、その取組について伺いたいというふうに思います。この計画は定住促進重点戦略と関連づけた成長戦略として考えていく必要があるだろうというふうに私は思うんですけども、地域経済と環境施策の好循環をどのように生み出していこうと考えられておるのか、これについても施政方針の中では十分読み込むことができませんでしたので、それらについて具体の取組、基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 大畑利明議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、グローバルしそ代表の大畑議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。より具体的に一つ一つというのはちょっと時間もかかりますので、前段、少し施政方針でも述べたんですが、それよりちょっと一歩進んだ形での、こういうことだろうと思いますので、後ほど、例えば福祉でどう、こうではどうというのはなかなかちょっとこの時間ではということですので、御了承いただきたいと思います。

まず、令和5年度の取組と数値目標の、この関係であります。先ほど来ありましたとおりでありますけども、ウィズコロナに向かって、経済、あるいは少子化対策、子育て支援含めて、またゼロカーボン含めて、トータル的には関連するというふうに考えておりました。総合的に連携しながら、あるいは相互に補完しながら進めていく必要があるだろうと、このようには考えておるところであります。

宍粟市では第2次の宍粟市総合計画後期基本計画と第2次の地域創生総合戦略を一体的に策定をさせていただきました。議会でもいろいろ議論いただいて、議決

等々いただいた分野もありますが、まさに分野の異なる施策を横断的に関連づけた定住促進重点戦略の体系を明確にすることで、後期基本計画の推進力として重点課題の解決に取り組んでおるところであります。

これらに係る数値目標につきましては、個々の取組ごとに定めるのではなく、それぞれの取組を進めていく中で、後期基本計画や地域創生総合戦略、各分野の個別計画に定める数値目標を達成していこうと考えておるところであります。

特にこの数値、245人、165、あるいは就業率の現状維持、大きくこの3点も関連するわけですが、特に若者対策や、あるいは少子化対策としては、若者向けとして強化をしましたSNS、ユーチューブ、インスタグラムでの移住・定住の情報発信であったり、あるいは住居取得費、空き家改修費、結婚新生活に係る費用の支援、女性が働きやすい職場環境整備に向けた啓発や、さらに、妊娠を希望される方への治療費の支援、結婚につながる出会いの場の創出や、乳幼児・子ども医療費の助成を含めた切れ目のない子育て支援、幼児教育における新たな取組となる3歳児教育と預かり保育の全市展開、さらには給食の導入などなど、また、さらに、誰でも気軽に立ち寄れる生活圏の拠点づくり、あるいは、安心して住み続けたいと思える将来も視野に入れた医療提供体制の構築のため新病院整備など、これらの取組は一つの一例ではありますが、定住促進重点戦略を横断的に進めることで、人口減少の速度を緩やかにするとともに、就業率の現状維持にも取り組むこととしております。

次に、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の主な取組も含めてであります、現在、宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画に基づきまして、市民、事業者、行政が一体となって、その実現に向けた具体の行動計画を示すロードマップを作成しているところでもあります。

その中で、宍粟市の事務事業につきましては、本年度は本庁舎、北庁舎のLED化を進め、令和5年度におきましても公共施設のLED化等を進めておりますが、その進め方をより計画的に実施するため、各所管が管理する施設の省エネルギーや再エネルギーに対する2030年までの取組計画を全庁的に調整をしていきたいと、このように考えています。

また、地域経済と環境施策の好循環を生み出す取組についてであります、令和5年度から本格稼働を予定しております千種の黒土地区の小水力発電事業を起爆剤として、これまでの事業性評価を実施した地域やそれ以外の地域への普及啓発に努めていきたいと考えております。先般もこの会社、会社設立されておりますが、い

ろいろお話する中で、まず令和5年度ここがスタートしますと、現実に、先ほど申し上げた事業性評価を実施した地域も含めて、あるいはこれからも含めて、それぞれ該当の皆さんが実際の稼働状況も見ていただく中で、さらに推進を図っていききたいと、このように思っています。

また、森林由来のJ-クレジットの事業では、森林整備による二酸化炭素吸収効果をクレジットとして認証し、二酸化炭素排出側の企業等からの販売収益を財源として、森林整備をはじめとした環境施策への活用を予定しておるところであります。また、同時に、森林整備も含めて、ゼロカーボンシティ宣言した中で、豊かな森林をすることによって、CO₂削減含めて、そういったところも重点的に地域経済への循環も含めたところで経済を動かしていきたいと、このように考えておるところであります。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 時間ありませんので、あとは予算委員会で詳細審査になるかと思いますが、全て総合計画とか、こういう重点戦略にひもづいてますから、一つ一つの事業が。それをトータル的にやってるんだというお話だろうと思いますけども、ただ、数値目標というものを各年度ごとにしっかり持って、この令和5年の戦略の中の目標に対して令和5年度はここまでを目標にするんだというふうに、一つ一つ目標と、持ってやらないと、後の事業の検証ができません。ということで、これをやります、あれをやりますではなく、その目標によって何を成果として得ようとするのかということが非常に大切だというふうに思います。

今の市長のお話だったら、こういうことやりますという目的じゃなくて、それは手段ですから、その手段が目的化してしまっているというふうな印象を受けてしまいます。だから、245人まで転出超過を是正するという目標があるのであれば、それに対しての事業がこれで、その効果がこうで、過去の検証の結果、これについては効果がなかった事業は見直すというふうに展開をしていかない限り、漫然とやっていたら検証できないし、次の目標設定もなかなか立てられないというふうに私は思っております。

特に二酸化炭素の問題なんかは、ただこれもやり、あれもやりという話じゃなく、見える化していかなければいけないというふうに思います。その事業をやることでどれだけの二酸化炭素が削減できたのか、森林整備によってどれだけ吸収したのか、これは理論値で計算ができますから、そういうものをはっきり出して、その効果を

見ていただく。そして、こういうことをやってるということを市民に投げかけながら、市民にも家庭にも事業者にもCO₂削減を求めていくと。それがマイナスの経済になるのではなく、それがプラスにつながっていくような経済政策というのがいわゆる好循環と。地域経済と環境施策の好循環だろうと私は考えてますので、具体的な数値目標をしっかりとってやっていただくということについて、どのようにお考えでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど申し上げたとおり、全体の基本的な計画、当然、5年なら5年、3年ならスパンで、それぞれ目標を定めて、今回は地域総合の戦略とも関連さす中で、それぞれ目標値を洗う。当然、年度ごとにはしっかりとした目標に向かって検証していく、そのためにはここが目標やということが、なかなか全てが目標値がなかなか難しい状況ではあるわけではありますが、基本的にはお考え、今言われたことはそのとおりだと、このように思っています。

当然、また環境につきましても、先ほど申し上げたとおり、例えば植林、間伐して、あるいは皆伐して植林して、じゃあそれがCO₂どう影響するか、これは個々に出るようになっておりますので、それをもって、じゃあその山を何ヘクタール切って、どうしたことによって、じゃあ地域の経済はどうなったのかと、こういうこともしっかりと検証することが次につながっていくと、こう思ってますし、それは一つにはJ-クレジットも含めてそうではありますが、森林整備というのは今まさしくそのようにおっしゃったことだと。そのためには環境と地域の経済の循環、このことをうまく捉えながら進めないと、何のために何をどうするかということが出てこないと思いますので、それはおっしゃるとおりだと、このように思っておりますので、そこができてなかったとしたら、私はそのこともしっかりと捉えながら、地域経済へ森林がどう貢献するかということはしっかりと検証しなくてはならない、そのためには、ある程度の数値はしっかりと捉えないかと、このように思っておりますので、それが正しいかどうか、100%かはちょっと分かりませんが、それは理論的にはそのとおりだと思っております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） これから予算委員会、詳細審査お願いしていくわけで、ぜひそれぞれの部局の皆様もこの間の決算でどこにどのようなお金を使うと効果があるかということがある程度分かっているというふうに思いますし、あるいはまた、議会側も前年度の決算の事業評価をして、それに対して意見が出てると思

いますから、そういうものもしっかりどうであったかということは予算委員会の中で御報告いただいて、十分審査をしていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、それほど財政的にも厳しくなってきておりますので、ただ漫然とお金を使うことはできないというふうに思いますので、昔からよく言われる最少の経費で最大の効果を発揮していくという意味で、特に最近では事業評価というのは厳しく求められておりますので、そのような視点で予算委員会、臨んでいただきますようお願いして、終わります。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） まさしくそのとおりでありますので、これからまた予算委員会でいろいろありますが、先ほどおっしゃったようなことも含めて、また、各部に昨年の決算状況、それから、これからしようとするときの、どういう方向やと、ぜひ職員にもいろいろ教えていただく中で、一緒になってそのことも捉えて、予算審議に当たっていただいたらありがたいと、このように思います。そのことが、おっしゃったように、最少の経費で最大の効果につながっていく非常に重要なことだと思っております、ぜひ予算委員会の委員の皆さん、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 政策研究グループ「グローバルしろう」、10番、大畑利明議員の質疑を終わります。

続いて、創政会の予算質疑を行います。

12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） 12番、林でございます。創政会を代表して予算質疑を行います。

私からは、令和5年度の施政方針の中から5点ほど質問させていただきます。施政方針、文章で書いてありますので、具体的な取組、答えられない部分もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、施政方針の中の1ページ、初めの部分ですけれども、その一番下段ですが、日本一の風景街道の実現を目指すとあります。長期的な視点に立ったまちづくりに取り組んで、第1のダムとしての北部3町の生活圏の拠点施設整備は令和5年の波賀町で完了すると思っておりますが、続いて第2のダムの機能として山崎町中心部で実施する良好な市街地の整備を推進するための施策についてお伺いいたします。これ先日の創政会の浅田議員の代表質問で何点か具体的な答弁もあったと思うんですけども、重複しない範囲で答弁をお願いします。

それから、次に、2 ページの上段、1 番、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりの商工業の振興についてということで、市内の商店街等の実施するお買物券・ポイントシール事業を支援するとありますが、年間を通じて多くの方に商店街に来ていただくための施策についてお伺いいたします。

それから、その関連ですけれども、中段にある日本酒発祥の地、発酵のふるさとという資源の活用施策についてもお伺いいたします。

次に、3 ページですけれども、3、定住魅力の高いまちづくりということで、空き家バンク制度の取組によって、その利活用は一定の成果が以前からありますけれども、特に生活環境に悪影響を及ぼす危険な空き家、空家等対策の推進に関する特別措置法という特定空き家ですけれども、これの対応についてちょっと遅れておられるんではないかと、取組内容をお伺いします。

それから、続けて、次々言いますけれども、次に4 ページ、6 番、保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりで、病院事業について、新型コロナウイルス感染症への対応で、病床利用率が落ち込む要因はあるんですけれども、それに伴う事業収益改善への取組をお伺いしたいと思います。

以上で1 回目の質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） 林 克治議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、創政会、林議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。私のほうから、上段の四つですか、それから、医業収支につきましては、総合病院の副院長のほうから答弁させたいと思います。

まず1 点目の良好な市街地の整備推進に関することではありますが、第2 のダム機能につきましては、大型店舗等々がある市役所周辺を宍粟市の拠点として持続・充足することで人口流出抑制のダムとしておりまして、将来地域構造として基本構想に示しております。

これを受け、市街地を中心とした都市計画区域における整備、開発及び保全の方針を示す都市計画マスタープランにおきましては、都市づくりの方向性を示し、用途地域を基本とした良好な住環境の形成、交通機能の強化による利便性の向上、活力の創出、防災力の向上などにより良好な市街地の形成に取り組むこととしております。特に市街地交通の骨格となる都市計画道路山田下広瀬線及び内水氾濫防止を目的とした山田千本屋雨水幹線の整備を重点的に進めているところであります。住環境では、市街地においても課題である空き家対策や建築物の耐震診断及び耐震改

修の推進により、安全・安心な住環境の形成に取り組めます。また、市街地にある森林や公園、城下町の面影を残す町割り、伝統的な意匠の町家、城跡など、魅力ある風景を保全し、資源として活用する取組を官民連携により進めてまいりたいと、このように思っています。

次に、商店街に来ていただく支援策であります。消費喚起につなげる新たな取組として、臨時交付金を財源としたがんばろう商店街お買い物キャンペーン事業を展開し、市内の商店街等で実施されるお買物券やポイントシール事業を支援いたします。こうした日常的な買物支援と併せまして、起業家支援事業により空き店舗の利用を促進するとともに、にぎわいづくりにつながる商店街の取組であったり地域づくり活動に対しまして行政としてできることを支援しながら、商店街の活性化につなげていきたいと考えております。

また、日本酒発祥の地という資源の活用の御質問であります。御承知のとおり、平成26年に日本酒発祥の地宍粟市日本酒文化の普及促進に関する条例を制定し、宍粟市の歴史、伝統・文化の継承、地域の振興及び発展を目指すとともに、令和元年度には発酵のまちづくり推進協議会を設立し、日本酒発祥の地に加えて、発酵のふるさとを掲げ、発酵によるまちづくりを推進し、地域の活性化に取り組んでおります。

令和5年度予算におきましては、酒粕フェアを令和4年度から引き続き開催し、市内飲食店との連携によりまして、日本酒発祥の地の二つの酒蔵で作られた酒かすを生かした商品を提供し、日本酒発祥の地をPRしてまいります。

また、小林製薬株式会社とは、日本酒発祥の地である宍粟市の地域創生を推進する目的で包括連携協定を締結したところであります。令和5年度におきましては、小林製薬株式会社の培ってこられた抗菌技術を生かして、日本酒発祥の地宍粟を代表する二つの酒蔵と連携し、お酒造りに欠かせないこうじ菌を守る取組などを進めてまいりたいと、このように思っております。

次に、定住魅力の高いまちづくり、危険な空き家への対応についてであります。令和4年度におきましては、長期にわたっての指導・助言がようやく実を結び、懸案でありました特定空き家を2件除却することができました。また、新たに5件の空き家を特定空き家に認定するなど、危険な空き家に対する取組についても確実に成果を上げてきております。

令和5年度の取組としましては、引き続き危険空き家所有者への指導・助言等を繰り返し粘り強く実施し、自主的な解体撤去につながるよう、取組を強化してまい

りたいと思っています。予算額としましては、特定空き家等除却事業補助金として5件分666万円をはじめとして、関連費用を計上しております。

また、国においてもいろいろこの固定資産のありようについてもいろいろ検討がなされておることは御承知のとおりだと思います。そういった国の状況も見ながら、さらにこのことについては推進をしていきたいと、このように思います。

特に空き家対策につきましては多くの課題がありますが、空き家所有者による適正管理を促す取組、空き家バンクでの利活用の取組、空き家除却への支援など、効果的な施策を推進し、的確にその解決を図ってまいりたいと、このように考えております。

冒頭申し上げたとおり、病院の関係については副院長のほうから答弁をさせます。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 私のほうからは、医業収支改善への取組につきましてはの御質疑にお答え申し上げます。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが本年5月8日から季節性インフルエンザと同等の5類に位置づけられることになりました。これに伴います各種の政策・措置の方針につきましては、県からの正式な通知はまだ届いておりませんが、本日の新聞報道等によりますと、コロナ患者の受入病床、休止病床につきましては、現行の補助制度がございますけども、その補助水準が5月8日以降は2分の1に割り落とされまして、設定期間としては当面9月末までということで、その後の取扱いにつきましては、その時点の感染状況を見ながら検討すると、こういうことになっておりました。

このような中ではございますが、重点医療機関としての動き方が今後どのように求められるのかがまだ確認できておりませんので、非常にちょっとグレーな部分はありますが、公立総合病院といたしましては、見直し内容を踏まえ、適切な対応を取りつつ、現在、コロナ専用病棟として運営しております4階病棟を新型コロナウイルス感染症対応以前の地域包括ケア病棟に戻す時期を検討し、一般医療により重点を置いた上で、一層の患者確保に努めてまいりたいと考えております。

収益対策につきましては、救急車の積極的な受入れ、開業医との連携強化、県立はりま姫路総合医療センターとのさらなる連携強化など、これらに引き続き取り組みますとともに、この3年間にこれまでの一般医療に関する患者の流れを含めました受療動向がどのように変化しているかなど分析した上で、新たな集患対策に真摯に取り組むとともに、昨年11月ぐらいから開業医さんに対しまして院長自らトッ

プセールスも実施しているところでございます。このような取組を通じまして一層の患者確保に努め、病床利用率を上げ、収益の増加につなげていきたいと考えております。

また、費用対策につきましては、昨今の電気代や燃料費の高騰はありますが、S P Dの有効活用による診療材料費の削減、ジェネリック医薬品の推進によります薬品費の削減などを一層徹底することによりまして、費用抑制につなげてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） 何ぼかちょっと再質問させていただきたいんですけれども、風景街道の部分で、最初は街道沿いに植樹したりした風景をつくるんやということが、今はごつつ広がって、市民のなりわい、全てのなりわいが風景、捉えるというような、えらい範囲が広がってます。その中で、ちょっと漠然としたあれになるんで、ちょっと捉えにくい部分があると思うんですけれども、その中で、第2のダム機能としての山崎町の中心部の整備というところは、先日細かく答弁があったと思うんですけれども、一つ、今、病院の建設計画の中で、北部ですか、菅野方面からの連絡道いうんですか、それで川沿いの道を何ぼか今、拡幅されておりますけれども、それがまだ今手つかずいうんですか、改良されてないような状況になつとると思うんです。何とかね、これは浅田議員もよく言っていますけれども、病院の開業に合わせて、川沿いの道から行けるような整備をしてほしいというようなことを言っていましたけれども、それらについてまだ計画とかいうんがないんでね。そこらのところは病院開設と合わせて計画があるのかどうかということと、日本酒発祥の地ということで、これは議会のほうで乾杯条例つくったわけなんですけれども、そのときには盛り上がって、いろいろと商工会とかいろいろ関係団体と連携して活用しようというようなことでされておったんですけれども、最近あまりちょっと盛り上がっていないように思うんです。そこらのところもちょうとどうなんかなということで、質問させていただきました。

それと、定住の部分ですけれども、特に特定空き家の関係ね。これは今聞いたら2件除却したと。それで、5件特定空き家に指定しましたということなんですけれども、これ担当部署では大変労力がかかると思うんです。いろいろ指導していくんにね。それが一番の仕事だと思っと思うんですけれども、それに労力がかかると思うんですけれども、予算的には指導に、その部分についてはかからんと思っと思うんです。そやさかい、

粘り強く指導して行って、除却するという事で持って行ってもらうべきなんですけれども、先般、たつののほうでね、たつの市で新聞に出てましたけども、除却したら宅地の固定資産税が上がるということですね、3年間ちょっと免除いうんか、そういう制度をつくったというのが出てました。そやさかいに、除却したら税金が上がるというようなことでなかなか進まないというんが現実的なこともあると思うんです。そこらのところも検討されておるんかどうか。

それから、病院のことについては、大変なかなか難しいと思うんです。もう何年前か前に佐竹院長さんが院長になられたときにいろいろと委員会のほうで提言しました。それで随分と収支が改善されて、頑張っておられるんですけども、市民の要求いうんですか、要望が強いんで、不採算部門も設置せえと、そういう科を設置せえという要望があります。総合病院じゃのにこれは何でできんのやというようなことがあって、なかなか採算が取れない部分も設置せんとあかんというようなことがあるんで、大変厳しいと思うんですけども、頑張っってやってほしいなと思いますけれども、今言ったことについて答弁があったら答えてください。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） まずは、門前から鹿沢中比地線を通りまして、そして新病院のほうへ抜けるルートのございますけども、現在、城西橋から南側おおむね2車線の改良済みでありまして、加生や門前からの抜け道ルートとして多くの車両が通行しているのが現状でございます。よって、このルートの未改良区間の整備の必要性は十分理解しているところでございますけども、整備するには、歩行者等にも配慮した道路改良のための相当の用地協力が必要となってまいります。近年の道路新設改良事業は継続事業の完了を目指しているところでありまして、新規路線の選定や事業化にはもうしばらく時間がかかるというふうに考えております。ルート選定を含めて御理解をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1点、私のほうからは、特定空き家の件でございますけども、先ほど言っていたように、本当に粘り強い取組が必要かなというふうに考えております。そして、長年の懸案であった特定空き家が本年度やっと2件除却がしていただけるようになりました。そして、本年度新たに5件の特定空き家の認定と、その5件を全て除却していただいたというような実績も本年度上がっております。

これまでの取組の中では、条例改正前から通算しますと、管理不全の状態の空き家、それと特定空き家合わせて除却件数が20件というふうに現在数字が上っております。また、これからは空き家のほうへのチラシのポスティングであったりとか、

所有者に年に数回の帰省時期に合わせてチラシを投函させていただいたりとか、以前も言っていたように、空き家の特措法の第12条にあると思うんですけども、特定空き家になる前の取組としまして、できる限りの情報提供を空き家の所有者のほうにしていって、特定空き家にならないような取組を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 私のほうから、日本酒発祥の地というところで少し説明させていただきます。

それこそ議会のほうでそういった議案をつくっていただきまして、取組を進めておったところ、また、市内の二つの酒蔵においては三笑というお酒を復活させていただく、そういったところを取り組んでいただきまして、そういったところも市内のPRということで始まっておったわけなんですけど、令和2年からのコロナの関係で、やはり飲み会といいますか、そういったところが少し下火になってきたということで、少し向かい風といいますか、腰を折られたような状況になっております。そこでも少し落ち着きを見せておりますので、またそういったところも併せ持って取組をしていきたいと考えております。先ほどありましたように、発酵の関係と併せる、また、包括協定による小林製薬株式会社との新たな取組というようなところも考えておりますので、そういったことを踏まえながら、前向きに取り組めたらと考えております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 私のほうからは、病院の関係について御答弁申し上げます。頑張ってもらいたいという激励をいただきましたので、引き続き頑張らせていただきます。

市民の皆様の御要望で不採算部門の設置という件でございますけども、なかなかやはり常勤医の確保、あるいは病院運営上のやっぱりコストパフォーマンスも考えると、全ての診療科をフルでというのは正直難しいところがございます。そういった中で、当面、新病院におきまして、御承知のとおり、現行の診療体制としては12診療科ということにしておりますが、いろいろな医療ニーズもあるということから、外来部門におきましていろいろ専門外来を、毎年毎年顕著な拡充はできませんけども、そういった市民の御要望も踏まえながら、できるだけそれに沿える方向で

外来部門の充実、具体的には何がというのは今現時点ございませんけども、この数年もそういった意味で外来部門を充実してきたところでございます。引き続きその辺りをメインとして対応していき、今後またいろいろな医療ニーズの大きな変化がありましたら、それには的確に対応してまいりますし、あるいは、全体的な医療連携ということで、西播磨全体、中播磨も含めて、はりま姫路総合医療センターやら姫路赤十字病院やらいろんなところとの医療連携も含めまして、市民の医療ニーズに真摯に御対応できるように今後も取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） すみません、一般質問みたいな質問して申し訳なかったんですけども、予算なんでね、まだ具体的に決まってない部分多いと思うんです。今から計画される部分があると思うんですが、ここに、施政方針に書かれた目的を達成するように頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（飯田吉則君） 創政会、12番、林 克治議員の質疑を終わります。

続いて、津田晃伸議員の予算質疑を行います。

8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） 無所属の津田です。今回、令和5年度の予算について大きく2点質疑させていただければと思います。

まず1点目が風景ビジョンについてです。

令和4年に策定された宍粟市風景ビジョンは、今後の各種施策にそういった視点を反映させるとのことだったんですが、令和5年度の各施策について、どのようところに反映されているのか、代表的な施策を紹介したいと。

主要施策説明書を見ると風景展を開催されるようですが、予算わずか30万円であり、これだけでは市民に地域の誇りや愛着を感じてもらえるような取組だとはちょっと感じられない部分もあったんですけども、最終的にどのような見解をお持ちで進められようとしているのか、お願いします。

続きまして、2点目が少子化対策及びカーボンニュートラルの関連事業についてです。

現在、国はカーボンニュートラル、少子化対策に大きくかじを取ろうとしています。当然そういった施策には国からの交付金も期待できると思うんですが、宍粟市の令和5年度予算の編成に当たって、他市町の取組や国の方向性も加味されたのか。

また、人口減少非常事態宣言を出されている宍粟市としては真っ先に少子化対策に取り組まなければならないはずで、また、広大な森林資源を持つ宍粟市として、森林資源を活用したカーボンニュートラルの施策が、これ十分に可能性を秘めていると感じております。ある意味この選択と集中でそれらに特化した予算編成になってもいいと考えるんですが、編成に当たって、この二つの方針について優先順位などをどのように考えられたのか、伺いたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 津田晃伸議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、津田議員の御質問、大きく2点ありますので、私のほうから御答弁申し上げたい、このように思います。

まず、風景ビジョンであります。繰り返しになって申し訳ないんですが、これからいよいよ20年、30年先、さらにはその先を、目を向けて、より魅力的なまちをつくる、このことが非常に重要だろうと。そのために風景づくりというふうな基本的な考え方を示す宍粟市の風景ビジョンを昨年10月に策定をさせていただいて、発表させていただきました。

その中でも、初めにもありますが、私たちはやっぱり先人によって守り育てられたこの風景はかけがえのない市民の共有の財産であると、このように考えております。したがって、この風景を未来に、次代につなぐことが私たちの使命であると、このように考えておるところであります。当然、一長一短できたわけではありませぬので、長い年月の営みの中でこの風景が形成されてきたこと、このことからしても、長期的な視点で風景づくりを進めることが私は大切だと、このように思います。したがって、短期的な取組あるいは長期的な、こういったことの捉まえ方をする中でこの風景をつくり上げていく、次代に残していくことが大事だと、このように考えております。

特に短期的な取組としては、風景ビジョンの考え方について、市民の皆さんや、あるいは地域の団体や、さらにまた事業者の皆さんなど、風景づくりに関わる皆さんも含めて、市民の皆さんと思いを共有して、日々の私たちの生活の中で誰もが風景づくりを意識する取組を進めていかななくてはならないと、このように思います。

質問にありましたとおり、地域への誇りや愛情を醸成させる取組は、決して、今回は後世に伝えるふるさと風景展というふうの一つ風景ビジョンとして出しておりますが、これまでもいろんな施策を取り組んできました。そういう取組を今度の風景ビジョンの中でどうそれを横の、縦軸を横へつないでいくかということが私は大事

だろうと、このように考えております。

同時に、各部局ではそれぞれ事業を展開しているところではありますが、予算があること、あるいは予算がない場合でもいろいろ事業もしますし、いろんなこともやるのは当然であります。その予算の有無にかかわらず、風景ビジョンという考え方の中に、フィルターを通じて、私は、市民の皆さんや、いろんな各種会合やら、あるいは事業出資でも、そのことを訴えていくことが私はまず大事かなと、このように考えております。

その体系づくりについては、既に御案内させていただいておりますが、例えばまちと暮らしであるとか、里山と暮らし、里地と暮らしとか、五つの中で体系的にやっておりますが、その中で、例えばであります。都市・まちと暮らしという部分では、観光駐車場から最上山公園や千年藤に至る町並みや歴史的建築物を生かした風景、こういったものをどう捉えていくのか、歴史的景観も含めてですね、そういったこと、それから、農地・里地と暮らしでは、先祖から守り伝えられた棚田の維持と地域おこしによる魅力ある田園風景、特に中山間地域の直接支払い等々、交付金なんかの事業があるわけではありますが、まさに先般ありましたような田園風景をどう守っていくかとか、あるいは、山林や里山の暮らしの中では、四季折々の景観や、あるいはアクティブへの挑戦や、あるいは彩りのあるものやと、こういうことにつなげていく、特に彩りのあるちくさ高原の中でもそういった形でいろいろ提携をしながら現在やっていただいております。こういうことでもあります。

そういうことで、それぞれの縦軸や横軸をしっかりと織り交ぜながら、そこにマトリックス的に落とし込んでいって風景をつくり上げていくという、こういう概念で今後進めていきたいと。

ただ、じゃあ具体的に何かということがありますので、いろんな施策の中で風景をつくるという概念を持ちながら施策を展開していくというイメージを我々側が持ちながら発信していくことも大事だと思っておりますので、そういう取組をより強化していく中で、この風景に対する思いを市民と共有していきたいと、このように思っています。第1年次でありますので、具体的に進行するのが、これから年次的に高めていきたいと、このように考えております。

次に、少子化対策及びカーボンニュートラル関連事業であります。令和5年度の予算編成に当たっては、国の経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針に掲げられた新しい資本主義の実現に向けたデジタル化や脱炭素社会などの取組方針に沿って、時代に即した事業を提案、展開していくことを示して、予算編

成を進めてきたところであります。

また、人口減少対策につきましては、これまでもそうでありましたが、これからも宍粟市にとりましては最重要課題として取り組まなければならない課題であると考えております。

このような国の方針も踏まえつつ、令和5年度に取り組む事業としては、カーボンニュートラルの関連では、宍粟市有林J-クレジット創出事業や、あるいは生ごみ処理機「宍粟版キエーロ」普及事業、それから、デジタル化の関連におきましては、デジタル副読本「わたしたちの宍粟」、その作成事業であったり、電子契約の段階的な導入に向けて取り組むこととしております。まさに環境もそうでありまして、DXの方向もそうであります。

また、少子化対策に向けましては、妊婦から子育て世帯が安心して出産から子育てができるように、まさに寄り添った支援に取り組みながら、保護者の皆さん等々が安心して子どもを託せる教育・保育環境を整備をしていきたいと。そのためにも、引き続き幼保一元化の推進事業を進めることとしております。

いずれにしても、国の方向性や宍粟市を取り巻く環境、さらには課題を踏まえつつ、限られた財源の中で、事業費の大小は別としまして、どの施策に重点を置くかを判断する中で、これまで、今日まで予算編成を進めてきたところでありまして、今回、その方向に沿って予算の提案をさせていただいておると、このように思います。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員。

○8番（津田晃伸君） ありがとうございます。先ほども出てましたけど、目標値をきちんと定めていただいて、数値目標を立てていただいて、しっかり進めていただければと思いますので、以上で終わります。

○議長（飯田吉則君） 8番、津田晃伸議員の質疑を終わります。

以上で通告に基づく予算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第1号議案から第9号議案までの9議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第18 第50号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第18、第50号議案、宍粟市御形の里オートキャンプ場に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第50号議案、御形の里オートキャンプ場に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、公募による指定管理者の募集を行いましたところ、1団体の応募があり、宍粟市指定管理者選定審議会による審査を経て協議しました結果、株式会社ビーバーレコードを令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間の指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第50号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月24日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

（午後 2時12分 散会）